

事務連絡

平成27年7月21日

指定居宅介護支援事業者各位

指定介護予防支援事業者各位

山口市介護保険課長

介護保険サービス利用時に発生した事故報告依頼について

本市の高齢者福祉の推進につきましては、平素から格別の御協力、御配慮を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件について、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」等により、介護保険サービス提供時に事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならないこととされています。

つきましては、貴事業所において、死亡、重体、重傷等（一週間程度以上の入院を伴う骨折等を目安とする）の事故が発生した旨を知り得た場合は、介護保険サービス提供事業所に、山口市介護保険課へ速やかに報告するよう、促していただきますようお願いいたします。

お問い合わせ

山口市介護保険課介護給付担当

T e l : 0 8 3 - 9 3 4 - 2 7 9 5

F a x : 0 8 3 - 9 3 4 - 2 6 6 9